

# 国の業務改善助成金を活用される皆さまへ 滋賀県業務改善・賃上げ支援事業補助金

生産性の向上と最低賃金の引上げを目指す県内中小企業の皆さまに、国の「業務改善助成金」に上乗せして支援します！！

※ 業務改善助成金の対象である中小企業・小規模事業者のうち、「**事業場規模30人未満の事業者**」に限ります。



## 補助金額のイメージ

業務改善助成金の助成対象経費が240万円の場合  
(助成率4分の3)

国・業務改善助成金の助成対象経費 (240万円)		
国・業務改善助成金 (180万円)	業務改善助成金の自己負担分(60万円)	
	県補助 (30万円)	自己負担 (30万円)

**業務改善助成金に上乗せして補助します！**

## 申請・問合せ先

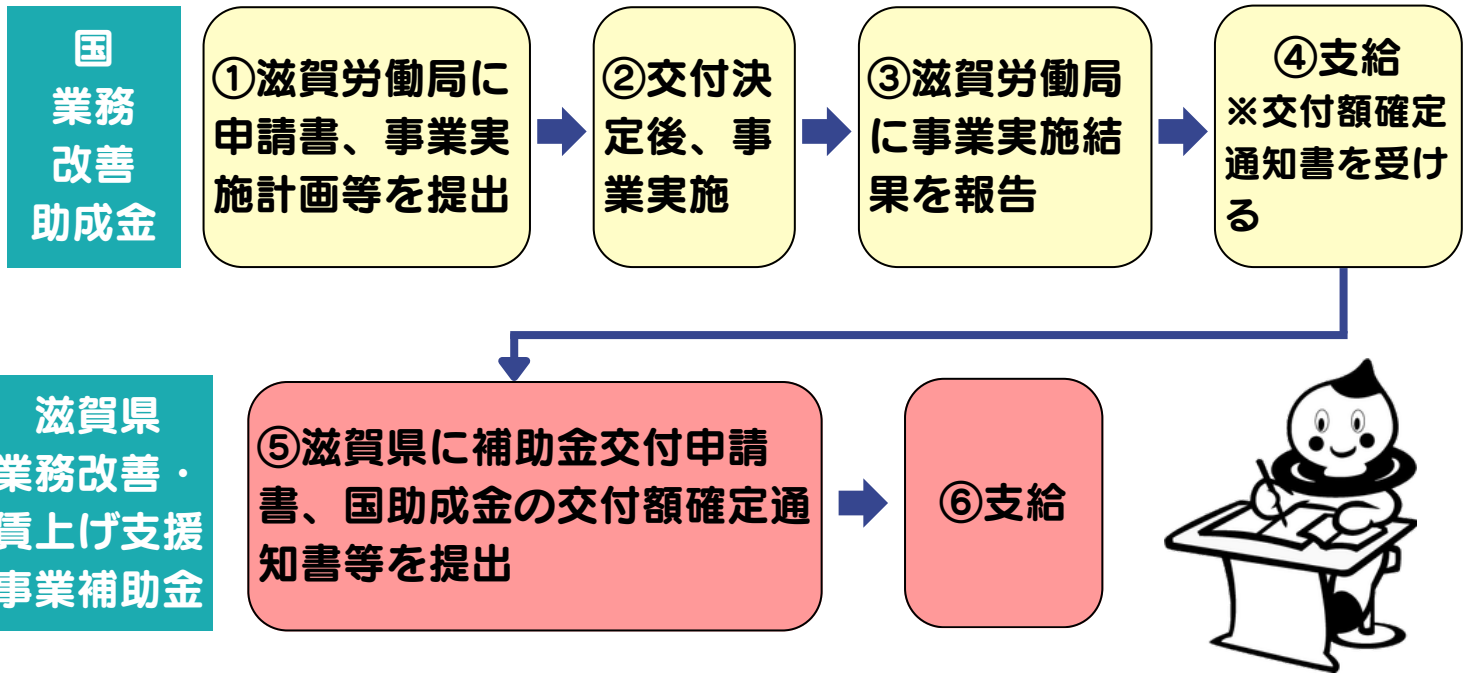
滋賀県商工労働部労働雇用政策課  
〒520-8577 滋賀県大津市京町四丁目1番1号  
TEL:077-528-3697

詳細はホームページ  
をご確認ください



※国の「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」を活用しています。  
※滋賀県内の事業者への優先発注にご協力をお願いします。

## 補助金支給までの流れ



## 補助金の概要

※業務改善助成金の詳細は、厚生労働省・滋賀労働局のホームページをご確認ください。

- ・補助対象  
令和8年9月1日以降に滋賀労働局に業務改善助成金の交付申請を行い、令和9年2月26日までに交付額確定通知書を受けた事業場規模30人未満の事業者
- ・補助率  
業務改善助成金の自己負担分の2分の1
- ・補助上限額  
一覧表のとおり
- ・申請方法  
しがネット受付サービス  
※持参・郵送受付はありません
- ・申請期限  
令和9年3月5日(金)まで

一覧表

助成金の交付額確定内容		補助上限額
申請コース区分	引上げ労働者数	
50円コース	1人	6万円
	2～3人	11万円
	4～5人	11万円
	6～7人	15万円
	8人以上	18万円
	10人以上(※)	21万円
70円コース	1人	8万円
	2～3人	16万円
	4～5人	21万円
	6～7人	30万円
	8人以上	38万円
	10人以上(※)	50万円
90円コース	1人	16万円
	2～3人	40万円
	4～5人	45万円
	6～7人	60万円
	8人以上	75万円
	10人以上(※)	100万円

※国の定める要件を満たした場合のみ